

浜松市中沢墓園、浜松市三方原墓園、浜松市舞阪吹上墓地、浜松市雄踏墓地、浜松市細江高台墓地、浜松市船明墓地及び浜松市納骨堂の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市墓園・墓地条例(昭和57年浜松市条例第20号)に基づき設置する浜松市中沢墓園、浜松市三方原墓園、浜松市舞阪吹上墓地、浜松市雄踏墓地、浜松市細江高台墓地、浜松市船明墓地(以下「墓園・墓地」という。)と浜松市納骨堂条例(平成18年浜松市条例第141号。以下浜松市墓園・墓地条例と浜松市納骨堂条例の両条例を指して「条例」という。)に基づき設置する浜松市納骨堂(以下「納骨堂」という。)における地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第10項の規定に基づく指定管理者に対する必要な指示及び同条第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるに当たっての行政指導指針及び処分基準を定めることにより、処分の更正の確保と透明性の向上を図り、もって指定管理者による公の施設の管理の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法及び条例に定めるところによる。

(必要な指示に係る行政指導指針)

第3条 法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 利用者に対し、正当な理由がなく墓地・墓園及び納骨堂の利用を拒み、又は不当な差別的取扱いをしていると認める場合
- (2) 墓地・墓園及び納骨堂の管理に必要な職員の配置がされない等、墓地・墓園及び納骨堂の管理がその設置目的を効果的に達成するため及び利用者の安全を確保するために適切なものとなっていない場合
- (3) 正当な理由がなく事業計画書の内容に沿った管理を行わない場合
- (4) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は墓園・墓地及び納骨堂の管理を通して取得した個人情報の管理が不適當であると認める場合
- (5) 指定管理者の経営状態が悪化していると認める場合において市長が必要であると認めるとき
- (6) 事前に市長の承諾を得ず墓園・墓地及び納骨堂の施設等の形質を変更し、又は変更しようとした場合。ただし、浜松市墓園、墓地及び納骨堂の管理に関する基本協定書(以下「協定書」という。)により指定管理者が実施する軽微な修繕を除く。
- (7) 市長に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく報告若しくは調査実施を拒んだとき。

- (8) 災害等緊急時において当該施設を使用しようとする場合
- (9) 正当な理由がなく、協定書に従わない場合
- (10) 墓園・墓地及び納骨堂の管理に関する法令の規定に違反した場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合
(指定の取消しに係る処分基準)

第4条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者による管理を継続することが
適当でないとして行なう指定の取消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止は、次の
表に定めるところによるものとする。

要件	処分内容
1 前条第1号に該当する場合	
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
2 前条第2号に該当する場合	
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
3 前条第3号に該当する場合	指定管理者が必要な措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
4 前条第4号に該当する場合	
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止

5 前条第5号に該当する場合において、当該指定管理者が管理を継続することにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
6 前条6号に該当する場合	
(1) 変更した場合において当該変更が墓園・墓地及び納骨堂の維持管理に必要でない又は合理的な範囲内でないとき。	指定の取消し
(2) 変更しようとした場合	
ア 法第244条の2第10項の規定による必要な指示に従うとき。	当該指示に従うまでの期間の業務の全部又は一部の停止
イ 法第244条の2第10項の規定による必要な指示に従わないとき。	指定の取消し
7 前条第7号に該当する場合	
(1) 法第244条の2第10項の規定による必要な指示に従うとき。	当該指示に従うまでの期間の業務の全部又は一部の停止
(2) 法第244条の2第10項の規定による必要な指示に従わないとき。	指定の取消し
8 前条第8号に該当する場合	市が使用する期間の業務の全部停止
9 前条第9号に該当する場合	
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
10 前条第10号に該当する場合	
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し

(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、墓園・墓地及び納骨堂の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
1 1 業務の停止を命じられた期間において、正当な理由がなく当該業務を行った場合	指定の取消し

附 則

この基準は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。